

訴えの提起について

県は、次のとおり、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金の返還等を求める訴えを岐阜地方裁判所に提起するものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

一 被告となるべき者

- (一) 大垣市寺内町一丁目三六番地二  
東海タナゴ研究会

- (二) [Redacted]

二 請求の趣旨

- (一) 被告東海タナゴ研究会は、原告に対し、金二百六十八万八千七百七十円並びにうち金三十五万五千五百二十三円に対する平成二十八年四月十三日から、うち金四十九万四千二百円に対する平成二十九年四月十二日から、うち金四十四万七千四百十五円に対する平成三十年四月十六日から、うち金四十一万七千三百十九円に対する平成三十一年四月八日から及びうち金九十七万四千四百十一円に対する令和二年四月二十二日から各支払済みまで年十・九五パーセントの割合による加算金並びに金二百六十八万八千七百七十円に対する令和三年七月三十一日から支払済みまで年十・九五パーセントの割合による延滞金を支払え。

- (二) 被告 [Redacted] は、原告に対し、金二百六十八万八千七百七十円並びにうち金三十五万五千五百二十三円に対する平成二十八年四月十三日から、うち金四十九万四千二百円に対する平成二十九年四月十二日から、うち金四十四万七千四百十五円に対する平成三十年四月十六日から、うち金四十一万七千三百十九円に対する平成三十一年四月八日から及びうち金九十七万四千四百十一円に対する令和二年四月二十二日から各支払済みまで年十・九五パーセントの割合による加算金並びに金二百六十八万八千七百七十円に対する令和三年七月三十一日から支払済みまで年十・九五パーセントの割合による延滞金を支払え。

- (三) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決並びに(一)及び(二)について、仮執行の宣言を求める。

三 訴訟遂行の方針

判決の結果により、必要がある場合には、上訴する。